

改正	昭和49年7月1日規則第3号 昭和51年4月1日規則第1号 昭和53年2月27日規則第1号 昭和55年2月26日規則第2号 昭和56年2月23日規則第2号 昭和59年3月30日規則第2号 昭和61年3月31日規則第2号 昭和63年1月29日規則第5号 平成2年2月9日規則第2号 平成3年2月19日規則第4号 平成5年1月28日規則第2号 平成6年1月25日規則第1号 平成7年1月20日規則第2号 平成9年1月28日規則第2号 平成11年2月1日規則第1号 平成13年10月25日規則第5号 平成15年11月28日規則第13号 平成17年11月29日規則第14号 平成20年3月28日規則第3号 平成21年5月29日規則第8号 平成22年11月30日規則第8号 平成24年3月29日規則第4号 平成25年3月29日規則第7号 平成27年3月31日規則第2号 平成29年3月9日規則第7号 平成31年2月28日規則第2号	昭和50年1月30日規則第1号 昭和52年3月4日規則第1号 昭和54年2月23日規則第1号 昭和55年3月28日規則第3号 昭和57年2月9日規則第2号 昭和60年3月30日規則第2号 昭和62年1月30日規則第2号 平成元年1月30日規則第1号 平成2年3月20日規則第3号 平成4年2月18日規則第2号 平成5年7月29日規則第5号 平成6年3月31日規則第5号 平成8年1月29日規則第2号 平成10年2月2日規則第2号 平成12年2月2日規則第1号 平成14年12月25日規則第9号 平成17年3月28日規則第4号 平成18年3月30日規則第6号 平成21年4月1日規則第6号 平成21年11月30日規則第12号 平成23年11月30日規則第9号 平成24年12月20日規則第9号 平成26年12月26日規則第6号 平成28年3月25日規則第3号 平成30年2月27日規則第3号
----	---	--

(適用範囲)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第57条に規定する単純な労務に雇用される職員（以下「職員」という。）に適用する。

(服務の根本基準)

第2条 すべて職員は全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(法令等及び上司の命令に従う義務)

第3条 職員はその職務を遂行するに当たって、法令、条例、規則及び訓令に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第4条 職員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第5条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

2 法令による証人又は鑑定人となり職務上の秘密に属する事項を公表する場合には、管理者の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第6条 職員は、管理者の承認を受けた場合を除いては、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、その職務にのみ従事しなければならない。

(営利企業等の従事制限)

第7条 職員は、管理者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(欠格事項)

第8条 職員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときはその職を失う。

(1) 成年被後見人及び被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(職務の級)

第8条の2 職員の職務は、次条の給料表に定める5級に分類し、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第1のとおりとする。

(給料表)

第9条 給料表は、別表第2のとおりとする。

(初任給)

第10条 新たに職員となった者の号給は、別表第3の初任給基準表に掲げる基準により決定する。

2 前項の職員が経験年数を有する者である場合においては、前項の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月(経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月)で除して得た数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもってその者の初任給として受けるべき号給とすることができる。

3 新たに職員を特殊な技能免許又は経験等を必要とする職に採用しようとする場合において、前項の規定によるときは、その採用が困難であると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮し、あらかじめ管理者の定める基準に従い、その号給を決定することができる。

4 前2項の経験年数の換算については、法第3条に規定する一般職の職員で筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和48年組合条例第3号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける者(以下「一般職の職員」という。)に関する規定を準用する。

5 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第10条の2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間職員」という。)の給料月額は、前条第5項の規定にかかわらず同項の規定による給料月額に、筑西広域市町村圏事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成8年組合条例第2号)第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇格の基準等)

第10条の3 職員の昇格若しくは降格又は当該昇格若しくは降格に伴う号給の決定については、給与条例第6条第3項及び筑西広域市町村圏事務組合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和56年組合規則第11号)第5条の規定によりその例によることとされる筑西市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(平成17年筑

筑西市規則第 37 号。以下「筑西市初任給等規則」という。) 第 8 条から第 12 条までの規定を準用する。この場合において、筑西市初任給等規則第 11 条第 1 項に規定する昇格時号給対応表は、別表第 4 に定める昇格時号給対応表によるものとする。

(昇給)

第 11 条 職員の昇給については、筑西市初任給等規則第 22 条に定めるものを除き、給与条例第 6 条第 4 項及び筑西市初任給等規則第 16 条の規定を準用する。

2 前項の規定により職員 (57 歳を超える職員を除く。以下この項において同じ。) を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を 4 号給とすることを標準として筑西市初任給等規則第 20 条に規定する特定職員以外の職員に係る昇給の号給数の基準を準用し決定するものとする。

3 57 歳を超える職員の第 1 項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて筑西市初任給等規則で定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(勤務成績の評価)

第 12 条 前条第 1 項の規定による昇給は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の評価を得て行わなければならない。この場合において、当該評価が得られない職員は、昇給しない。

(期末手当)

第 13 条 期末手当の額は、給与条例第 19 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第 5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の級が 3 級以上であるものうち組合規則で定めるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき組合規則で定めるもの」とあるのは「別表第 1 の職務の級が 4 級以上であるもの」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して組合規則で定める職員の区分に応じて 100 分の 20 を超えない範囲内で組合規則で定める割合」とあるのは「100 分の 5」と読み替えるものとする。

(勤勉手当)

第 14 条 勤勉手当の額は、給与条例第 20 条第 2 項から第 4 項まで及び前条後段の規定を準用して算出された額とする。

(任用、分限、懲戒、給与及び勤務時間等)

第 15 条 職員の任用、分限、懲戒、給与及び勤務時間その他の勤務条件等に関しては、特別の定めのあるものを除くほか、一般職の職員の例による。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第 13 条並びに第 14 条の規定の適用については、第 13 条中「第 19 条第 2 項から第 5 項まで」とあるのは「第 19 条第 2 項から第 5 項まで及び附則第 7 項」と、第 14 条中「及び前条後段」とあるのは「及び付則第 7 項、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する規則 (昭和 53 年規則第 2 号) 附則第 3 項並びに前条後段」とする。

附 則 (昭和 49 年 7 月 1 日規則第 3 号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則 (以下「改正後の規則」という。) の規定は、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 職員が、改正前の規則の規定に基づいて、昭和 49 年 4 月 1 日以後の分として支給を受けた給与は、それぞれ、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和 50 年 1 月 30 日規則第 1 号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 49 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 昭和 49 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) からこの規則の施行日の前日までの間における異動者の号給等及び切替日前の異動者の号給等の調整等については、一般職の職員に関する規定の例により管理者が定める。
- 3 職員が、改正前の規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和 51 年 4 月 1 日規則第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。
- (切替期間における異動者の号給等)
- 2 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間における異動者の号給等及び切替日前の異動者の号給等の調整については、一般職の職員に関する規定の例により管理者が定める。
- 3 前項の規定の適用については、筑西広域市町村圏事務組合就業規則 (以下「改正前の規則」という。) の規定により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 4 職員が改正前の規則に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和 52 年 3 月 4 日規則第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 51 年 4 月 1 日から適用する。
- (切替期間における異動者の号給等)
- 2 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間における異動者の号給等及び切替日前に異動者の号給等の調整については、一般職の職員に関する規定の例により管理者が定める。
- 3 前項の規定の適用については、改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則 (以下「改正前の規則」という。) の規定により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 4 職員が改正前の規則に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和 53 年 2 月 27 日規則第 1 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。
- (切替期間における異動者の号給等の調整)
- 2 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間における異動者の号給等及び切替日前に異動者の号給等の調整については、一般職の職員に関する規定の例により管理者が定める。

(旧号給等の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則 (以下「改正前の規則」という。) の規定により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

4 職員が改正前の規則に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和54年2月23日規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間における異動者の号給等及び切替日前の異動者の号給等の調整については、一般職の職員に関する規定の例により管理者が定める。

(旧号給等の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 4 職員が改正前の規則の規定に基づいて、切替日以後の分として支給を受けた給与は、改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (昭和55年2月26日規則第2号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間における異動者等の号給又は給料月額（以下「号給等」という。）及び切替日前の異動者等の号給等の調整については、一般職の職員に関する規定の例により管理者が定める。

(旧号給等の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給等は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 4 改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(管理者への委任)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は管理者が定める。

附 則 (昭和55年3月28日規則第3号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 職員の昭和54年4月1日（以下「切替日」という。）における職務の等級（以下「新等級」という。）は、切替日の前日においてその者の属する職務の等級の職務に応じ、切替日の前日においてその者の属する職務の等級（以下「旧等級」という。）に対応する附則別表の新等級欄に定める等級とする。
- 3 職員の切替日における号給は、前項の規定により切替日に属することとなる職務の等級の号給で、切替日の前日においてその者の受ける号給と同一の号数の号給とする。

附則別表

職務の等級の切替表

職務の等級	旧等級	新等級
1 等級の職の職務	1 等級	2 等級
2 等級の職の職務	2 等級	3 等級

附 則 (昭和56年2月23日規則第2号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。  
(切替期間における異動者及び切替日前の異動者の号給等)

2 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間（以下「切替期間」という。）において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び職務の等級又は号給若しくは給料月額に異動のあった職員並びに切替日前に職務の等級に異動のあった職員の当該適用、異動若しくは昇給の日又は切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職の職員に関する規定の例により管理者が定める。

（旧号給等の基礎）

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

4 改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定を適用する場合は、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（管理者への委任）

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則（昭和57年2月9日規則第2号）

（施行期日等）

1 この規則は公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）別表第2の規定は、昭和56年4月1日から適用する。

（切替期間における異動者及び切替日前の異動者の号給等）

2 昭和56年4月1日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び

職務の等級又は号給若しくは給料月額に異動のあった職員並びに切替日前に職務の等級に異動のあった職員の当該異動等の日又は切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職員の例による。

（旧号給等の基礎）

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（その他必要な事項）

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（昭和59年3月30日規則第2号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第11条、第12条及び第12条の2の改正規定並びに附則第5項から第8項までの規定は、昭和59年4月1日から施行する。

2 この規則（前項ただし書の規定により昭和59年4月1日から施行する規定を除く。次項において同じ。）による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則の規定は、昭和58年4月1日から適用する。

（切替期間における異動者及び切替日前の異動者の号給等）

3 昭和58年4月1日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員並びに切替日前に職務の等級に異動のあった職員の当該異動等の日又は切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職員の例による。

(旧号給等の基礎)

4 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(昇給に関する経過措置)

5 昭和 59 年 4 月 1 日前から引続き在職し、同日において 56 歳以上である職員の同日以後の最初の昇給に関するこの規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）第 12 条の規定の適用については、同条中「当該年齢に達した日後の最初の昇給にあつては 18 月、その後の昇給にあつては 24 月」とあるのは「18 月」とする。

6 昭和 59 年 4 月 1 日前から引続き在職する職員のうち同日において改正後の規則第 12 条の 2 の規定による年齢を超えている職員（同日においてその者の受ける号給又は給料月額が同条の規定による年齢に達した日に受けていた号給の 2 号給上位の号給又はこれに準ずるものとして管理者が定める号給若しくは給料月額（以下この項において「2 号給上位号給等」という。）である職員及び 2 号給上位号給等を超えている職員を除く。）については、同条の規定にかかわらず、改正後の規則第 11 条第 1 項かつこ書又は第 12 条の規定による 2 号給上位号給等までの昇給の例に準じて、管理者の定めるところにより、昇給させることができる。昭和 59 年 4 月 1 日後に改正後の規則第 12 条の 2 の規定による年齢を超える職員のうち、これらの職員との権衡上必要があると認められる職員についても、同様とする。

7 前 2 項に定めるもののほか、昇給に関する経過措置に関しては、一般職の職員の給与の規定の例による。

(昇給期間の延伸の特例)

8 改正後の規則第 11 条第 1 項及び第 12 条の規定（以下この項において「昇給規定」という。）にかかわらず、昭和 59 年 4 月 1 日前から引続き在職する職員の同日以後における最初の昇給規定の適用については、同規定に定める昇給に必要な期間（以下この項において「必要期間」という。）にそれぞれ 12 月を加えた期間をもって、それぞれ同規定に定める必要期間とみなす。

(給与の内払)

9 改正後の規則を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

10 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (昭和 60 年 3 月 30 日規則第 2 号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

(切替期間における異動者及び切替日前の異動者の号給等)

2 昭和 59 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び

その属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員並びに切替日前に職務の等級に異動のあった職員の当該異動の日又は切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職員の例による。

(旧号給等の基礎)

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (昭和61年3月31日規則第2号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

(職務の級への切替え)

2 切替日の前日から引き続き在職する職員にあって同日においてその者が属していた職務の等級（以下「旧等級」という。）が附則別表第1の左欄に該当するものの切替日における職務の級は、旧等級に対応する同表の職務の級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 前項の規定により切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第2又は附則別表第3の新号給欄に定める号給とする。

(切替期間における異動者及び切替日前の異動者の号給等)

4 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の規則の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び給料表を異にして異動した職員並びにその属する職務の等級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員並びに筑西広域市町村圏事務組合就業規則の一部を改正する規則（昭和59年筑西広域市町村圏事務組合規則第2号、以下「昭和59年改正規則」という。）附則第6項の規定により昇給した職員並びに切替日前に職務の等級に異動のあった職員の当該異動の日又は切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職員の例による。

(旧号給等の基礎)

5 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の等級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則又は昭和59年改正規則第6項の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

6 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払いとみなす。

(その他必要な事項)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則別表第1

職員の職務の級への切替表（附則第2項関係）

旧等級	職務の級
3等級	1級
2等級	
1等級	2級
特1等級	3級
	4級

附則別表第2 給料表の1級となる職員以外の号給の切替表（附則第2項関係）

旧号給	新号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	2	2	1



3	3	3	1
4	4	4	1
5	5	5	2
6	6	6	3
7	7	7	4
8	8	8	5
9	9	9	6
10	10	10	7
11	11	11	8
12	12	12	9
13	13	13	10
14	14	14	11
15	15	15	12
16	16	16	13
17	17	17	14
18	18	18	15
19	19	19	16
20	20	20	17
21	21	21	18
22	22	22	19
23	23	23	20
24	24	24	20
25	25	25	21
26		26	22
27		27	22
28		28	23

附則別表第3 給料表の1級となる職員の号給の切替表（附則第3項関係）

旧号給		新号給
3等級	2等級	
1		1
2		2
3		3
4		4
5	1	5
6	2	6
7	3	7
8	4	8
9	5	9
10	6	10
11	7	11
12	8	12
13	9	13
14	10	14
15	11	15

16	12	16
17	13	17
18	14	18
19		
20	15	19
21		
22	16	20
23	17	21
24		
25	18	22
26	19	23
27		
28	20	24
29	21	25
	22	26
	23	27
	24	28
	25	29

附 則（昭和62年1月30日規則第2号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

（切替期間における異動者及び切替日前の異動者の号給等）

2 昭和61年4月1日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員並びに筑西広域市町村圏事務組合就業規則の一部を改正する規則（昭和59年組合規則第2号。以下「昭和59年改正規則」という。）附則第6項の規定により昇給した職員並びに切替日前に職務の級に異動のあった職員の当該異動等の日又は切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職員の例による。

（旧号給等の基礎）

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則又は昭和59年改正規則附則第6項の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（その他必要な事項）

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（昭和63年1月29日規則第5号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

（切替期間における異動者及び切替日前の異動者の号給等）

2 昭和 62 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員並びに筑西広域市町村圏事務組合就業規則の一部を改正する規則（昭和 59 年組合規則第 2 号。以下「昭和 59 年改正規則」という。）附則第 6 項の規定により昇給した職員並びに切替日前に職務の級に異動のあった職員の当該異動等の日又は切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職員の例による。

（旧号給等の基礎）

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則又は昭和 59 年改正規則附則第 6 項の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（その他必要な事項）

5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成元年 1 月 30 日規則第 1 号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

2 昭和 63 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員並びに切替日前に職務の級に異動のあった職員の当該異動等の日又は切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職員の例による。

（旧号給等の基礎）

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（その他必要な事項）

5 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成 2 年 2 月 9 日規則第 2 号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成元年 4 月 1 日から適用する。

（切替期間における異動者及び切替日前の異動者の号給等）

2 平成元年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員並びに切替日前に職務の級に異動のあった職員の当該異動等の日又は切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職員の例による。

（旧号給等の基礎）

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

4 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成2年3月20日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則 (平成3年2月19日規則第4号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成2年4月1日から適用する。

(特定号給の切替え等)

2 平成2年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者の受ける号給が1級1号給である職員の切替日における号給は、2号給とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の職員の例による。

(特定の号給職員の切替え及び期間の調整)

3 切替日の前日における号給が管理者の定める号給である職員若しくはこれらの職員のうち切替日において当該号給を受けていた期間が管理者の定める期間である職員の切替日における号給又は切替日以後における最初の昇給規定（改正後の規則第11条又は第12条の規定をいう。）の適用については、一般職の職員の例による。

(切替期間における異動者及び切替日前の異動者の号給等)

4 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員並びに切替日前に職務の級に異動のあった職員の当該異動の日又は切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職の職員の例による。

(旧号給等の基礎)

5 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

6 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成4年2月18日規則第2号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成3年12月26日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成3年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

2 平成3年4月1日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあ

った職員の改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職の職員の例による。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 5 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成5年1月28日規則第2号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成4年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

- 2 平成4年4月1日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職の職員の例による。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(旧号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給与の内払)

- 5 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成5年7月29日規則第5号)

この規則は、平成5年8月1日から施行する。

附 則 (平成6年1月25日規則第1号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成5年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

2 平成5年4月1日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職の職員の例による。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

5 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（その他必要な事項）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成6年3月31日規則第5号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年1月20日規則第2号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成6年4月1日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

2 平成6年4月1日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職の職員の例による。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

3 切替日前に職務の給を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

5 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（その他必要な事項）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成8年1月29日規則第2号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成7年4月1日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

2 平成7年4月1日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職の職員の例による。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

（旧号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（給与の内払）

5 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（その他必要な事項）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成9年1月28日規則第2号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成8年4月1日から適用する。

（切替期間における異動者の号給等）

2 平成8年4月1日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の、改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職の職員の例による。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成9年3月31日までの間における異動者の号給等の調整）

5 施行日から平成9年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成10年2月2日規則第2号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

2 平成9年4月1日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の、改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職の職員の例による。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成10年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

5 施行日から平成10年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成11年2月1日規則第1号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成10年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

2 平成10年4月1日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職の職員の例による。

(切替日前の異動者の号給等の調整)



3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けている号給等の調整)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

5 施行日から平成11年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

6 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成12年2月2日規則第1号)

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(切替期間における異動者の号給等)

2 平成11年4月1日（以下「切替日」という。）からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、一般職の職員の例による。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

3 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

5 施行日から平成12年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(給料の内払)

6 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(その他必要な事項)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成13年10月25日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(旧法再任用職員に関する経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に地方公務員法等の一部を改正する法律(平成11年法律第107号)による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)

第28条の4第1項の規定により採用され、同項の任期又は同条第2項の規定により更新された任期の末日が施行期日以後である職員(以下「旧法再任用職員」という。)に対するこの規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則第10条第5項及び別表第2の規定の適用については、旧法再任用職員は、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された職員でないものとみなす。

附 則 (平成14年12月25日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

2 施行日前に職務の給を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の給を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(その他必要な事項)

4 附則第2項及び前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成15年11月28日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

2 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(その他必要な事項)

4 附則第2項及び前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成17年3月28日規則第4号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年11月29日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え等)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において筑西広域市町村圏事務組合就業規則(以下「就業規則」という。)別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、一般職の職員の例による。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この規則による改正前の就業規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(補則)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則 (平成18年3月30日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において筑西広域市町村圏事務組合就業規則(以下「就業規則」という。)別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

- 4 切替日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給は、一般職の職員の例による。この場合において、筑西広域市町村圏事務組合職員の給料の切替え等に関する規則(平成18年組合規則第7号)第1条に規定する別表は、附則別表第3によるものとする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、この規則による改正前の就業規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(号給の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第9号。第1号において「平成21年改正条例」という。)第1条の施行の日において次の各号に掲げる職員である者)にあっては、当該給料月額に当該各号に定める額を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- (1) 平成22年4月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ筑西広域市町村圏事務組合就業規則等の一部を改正する規則(平成21年規

則第 12 号) 附則第 2 項により読み替えられた表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄の適用を受ける職員以外の職員 100 分の 99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34

8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、一般職の職員の例により、前項の規定に準じて、給料を支給する。

(附則第 2 項適用職員に関する経過措置)

9 附則第 2 項の規定によりその者の切替日における職務の級を定められた職員に係る切替日以後の職務の級の 1 級上位の職務の級への昇格については、一般職の職員の例による。

(切替日における昇格又は降格の特例)

10 切替日に昇格又は降格した職員に係る特例については、一般職の職員の例による。

(平成 19 年 1 月 1 日における昇給の号給数等)

11 平成 19 年 1 月 1 日において、職員をこの規則による改正後の就業規則第 11 条第 1 項の規定による昇格をさせる場合の号給数については、筑西市初任給等規則第 20 条に規定する特定職員以外の職員の例による。

(補則)

12 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則別表第 1 職務の級の切替表

旧級	新級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	
5 級	4 級
6 級	5 級

附則別表第 2 職員の号給の切替表

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	経過期間						
1	3 月未満		1	1	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	6	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	7	1	1
	9 月以上 12 月未満		1	1	8	1	1
	12 月以上		1	1	9	1	1
2	3 月未満	1	1	1	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	10	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	11	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	4	1	12	1	1
	12 月以上	5	5	1	13	1	1
3	3 月未満	5	5	1	13	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	14	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	15	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	8	4	16	1	1
	12 月以上	9	9	5	17	1	1

4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27

	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
	3月未満	77	77	69	85	65	61

21	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	69
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	69
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	69
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	69
	12月以上	93	93	79	101	81	69
25	3月未満	93	93	79	101	81	69
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	69
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	69
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	69
	12月以上	97	97	81	105	85	69
26	3月未満	97	97	81	105	85	69
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	69
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	69
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	69
	12月以上	101	101	85	109	89	69
27	3月未満	101	101	85	109	89	69
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	69
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	69
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	69
	12月以上	105	105	87	113	93	69
28	3月未満	105	105	87	113	93	69
	3月以上6月未満	106	106	87	114	94	69
	6月以上9月未満	107	107	88	115	95	69
	9月以上12月未満	108	108	88	116	96	69
	12月以上	109	109	89	117	97	69
29	3月未満	109	109	89	117	97	69
	3月以上6月未満	110	110	90	118	98	69
	6月以上9月未満	111	111	91	119	99	69
	9月以上12月未満	112	112	92	120	100	69

	12月以上	113	113	93	121	101	69
30	3月未満	113	113	93	121	101	69
	3月以上6月未満	114	114	93	122	101	69
	6月以上9月未満	115	115	94	123	101	69
	9月以上12月未満	116	116	94	124	101	69
	12月以上	117	117	95	125	101	69
31	3月未満	117	117	95	125	101	69
	3月以上6月未満	118	118	95	126	101	69
	6月以上9月未満	119	119	96	127	101	69
	9月以上12月未満	120	120	96	128	101	69
	12月以上	121	121	97	129	101	69
32	3月未満	121	121			101	
	3月以上6月未満	121	122			101	
	6月以上9月未満	121	123			101	
	9月以上12月未満	121	124			101	
	12月以上	121	125			101	
33	3月未満		125			101	
	3月以上6月未満		126			101	
	6月以上9月未満		127			101	
	9月以上12月未満		128			101	
	12月以上		129			101	
34	3月未満					101	
	3月以上6月未満					101	
	6月以上9月未満					101	
	9月以上12月未満					101	
	12月以上					101	
35	3月未満					101	
	3月以上6月未満					101	
	6月以上9月未満					101	
	9月以上12月未満					101	
	12月以上					101	
36	3月未満					101	
	3月以上6月未満					101	
	6月以上9月未満					101	
	9月以上12月未満					101	
	12月以上					101	
37	3月未満					101	
	3月以上6月未満					101	
	6月以上9月未満					101	
	9月以上12月未満					101	
	12月以上					101	
	3月未満					101	
	3月以上6月未満					101	



38	6月以上9月未満					101	
	9月以上12月未満					101	
	12月以上					101	

附則別表第3

旧級	経過期間 旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
		円				
2級	278,600	129	130	131	132	133
	280,100	133	134	135	136	137
3級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
	314,000	109	109	110	110	111
4級	326,100	129	130	131	132	133
5級	350,300	93	94	95	96	97
	352,500	97	98	99	100	101

附 則(平成20年3月28日規則第3号)

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 平成19年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、管理者の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給は、一般職の職員の例による。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の規則の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(補則)

- 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則(平成21年4月1日規則第6号)

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年5月29日規則第8号抄)

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当に関する経過措置)

- 3 第2条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則の規定は、平成21年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当について適用する。

附 則 (平成21年11月30日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第13条の規定にかかわらず、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第9号)附則第2項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同項第1号及び第2号中「組合規則で」とあるのは「管理者が」と、同項第1号の表中

「

行政職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
消防職給料表	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から44号給まで
	3級	1号給から32号給まで
	4級	1号給から16号給まで

と

」

あるのは

「

給料表	1級	1号給から68号給まで
	2級	1号給から32号給まで

と

」

読み替えるものとする。

(その他必要事項)

- 3 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成22年11月30日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年12月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第13条の規定にかかわらず、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第7号)附則第2項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同項第1号及び第2号中「組合規則で」とあるのは「管理者が」と、同項第1号の表中

「

行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで

と

	7級	1号給から4号給まで
消防職給料表	1級	1号給から92号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から72号給まで
	4級	1号給から56号給まで
	5級	1号給から32号給まで
	6級	1号給から24号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで

あるのは

給料表	1級	1号給から108号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から64号給まで
	4級	1号給から36号給まで
	5級	1号給から20号給まで

読み替えるものとする。

(平成23年4月1日における号給の調整)

- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、平成22年1月1日において就業規則第11条第1項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して管理者が定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(その他必要事項)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成23年11月30日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、第13条の規定にかかわらず、筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年条例第8号）附則第2項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同項第1号及び第2号中「組合規則で」とあるのは「管理者が」と、同項第1号の表中

行政職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から76号給まで
	3級	1号給から60号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から36号給まで

	6級	1号給から28号給まで
	7級	1号給から16号給まで
	8級	1号給から4号給まで
消防職給料表	1級	1号給から104号給まで
	2級	1号給から96号給まで
	3級	1号給から84号給まで
	4級	1号給から68号給まで
	5級	1号給から44号給まで
	6級	1号給から36号給まで
	7級	1号給から28号給まで
	8級	1号給から16号給まで

あるのは

給料表	1級	1号給から121号給まで
	2級	1号給から84号給まで
	3級	1号給から76号給まで
	4級	1号給から48号給まで
	5級	1号給から32号給まで

読み替えるものとする。

(平成24年4月1日における号給の調整)

- 3 平成24年4月1日において42歳に満たない職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。)のうち、平成21年1月1日において就業規則第11条第1項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して管理者が定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

(その他必要事項)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成24年3月29日規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年11月20日規則第9号)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第7号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月26日規則第6号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。  
 2 第1条の規定による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則(以下「改正後の就業規則」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 平成 26 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行なうことができる。

（給与の内払）

4 改正後の就業規則の規定を適用する場合において、第 1 条の規定による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の就業規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の就業規則の規定による給与の内払とみなす。

（昇格時号給対応表の切替えに伴う経過措置）

5 適用日からこの規則の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の就業規則別表第 4 の規定による号給が改正前の就業規則別表第 4 の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の就業規則別表第 4 の規定にかかわらず、改正前の就業規則別表第 4 の規定による号給とする。

6 施行日から平成 27 年 3 月 31 日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上の必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。

（切替日前の異動者の号給の調整）

7 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、一般職の職員の例により、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

9 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、一般職の職員の例により、同項の規定に準じて、給料を支給する。

10 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、一般職の職員の例により、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

（平成 27 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例）

11 平成 27 年 3 月 31 日までの間における就業規則第 11 条第 1 項の規定による昇給をさせる場合の号給数については、一般職の職員の例による。

（補則）

12 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日規則第 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日規則第 3 号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の就業規則」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の就業規則別表第2の規定を適用する場合には、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の就業規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の就業規則の規定による給与の内払とみなす。

(昇格時号給対応表の切替えに伴う経過措置)

- 平成27年4月1日から施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の就業規則別表第4の規定による号給がこの規則による改正前の就業規則別表第4の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の就業規則別表第4の規定にかかわらず、改正前の就業規則別表第4の規定による号給とする。
- 施行日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上の必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成29年3月9日規則第7号)

(施行期日等)

- この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の就業規則」という。）別表第2及び別表第4の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の就業規則別表第2の規定を適用する場合には、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の就業規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の就業規則の規定による給与の内払とみなす。

(昇格時号給対応表の切替えに伴う経過措置)

- 平成28年4月1日から施行日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の就業規則別表第4の規定による号給がこの規則による改正前の就業規則別表第4の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の就業規則別表第4の規定にかかわらず、改正前の就業規則別表第4の規定による号給とする。
- 施行日から平成29年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上の必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成30年2月27日規則第3号)

(施行期日等)

- この規則は、公布の日（以下「施行の日」という。）から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の就業規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の就業規則別表第2の規定を適用する場合には、この規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正前の就業規則」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の就業規則の規定による給与の内払とみなす。

(昇格時号給対応表の切替えに伴う経過措置)

- 平成29年4月1日から施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の就業規則別表第4の規定によ

る号給がこの規則による改正前の就業規則別表第4の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の就業規則別表第4の規定にかかわらず、改正前の就業規則別表第4の規定による号給とする。

- 4 施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上の必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成31年2月28日規則第2号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日（以下「施行の日」という。）から施行し、この規則による改正後の筑西広域市町村圏事務組合就業規則（以下「改正後の就業規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 平成30年4月1日から施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の就業規則別表第4の規定による号給がこの規則による改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則別表第4の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の就業規則別表第4の規定にかかわらず、改正前の筑西広域市町村圏事務組合就業規則別表第4の規定による号給とする。
- 3 施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、前項の規定の適用を受ける職員との権衡上の必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

別表第1（第8条の2関係）

級別職務分類表

職務の級	職務の内容
1級	事務補助員、技労員、調理員等（以下「一般技能労務職員」という。）の職務
2級	困難な作業を行う一般技能労務職員の職務
3級	1 数人の一般技能労務職員を直接指揮監督する者の職務 2 相当の技能又は経験を必要とし、職務の内容、責任の度が前号と同程度の一般技能労務職員の職務
4級	1 相当数の一般技能労務職員を直接指揮監督する者の職務 2 高度の技能又は経験を必要とし、職務の内容、責任の度が前号と同程度の一般技能労務職員の職務
5級	1 多数の一般技能労務職員を直接指揮監督する者の職務 2 特に高度の技能又は経験を必要とし、職務の内容、責任の度が前号と同程度の一般技能労務職員の職務

## 別表第2 (第9条関係)

## 給料表

職員 の区 分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
	10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
	12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600
	13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
	14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
	15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
	16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
	17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
	18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
	19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
	20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
	21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
	22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
	23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
	24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
	25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
	26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
	27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
	28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900
	29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
	30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
	31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
	32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200
	33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300
	34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
	35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400	



37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600
45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000
53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
70	211,800	253,100	282,500	311,300	
71	212,100	253,500	283,300	311,800	
72	212,600	253,900	284,000	312,300	
73	212,800	254,100	284,800	312,600	
74	213,400	254,500	285,500	313,100	
75	213,900	255,000	286,300	313,600	
76	214,600	255,500	287,100	314,000	
77	214,800	255,800	287,700	314,200	
78	215,500	256,200	288,200	314,500	

79	216,000	256,700	288,700	314,800
80	216,600	257,200	289,100	315,100
81	217,300	257,500	289,500	315,400
82	217,700	257,800	289,900	315,700
83	218,300	258,100	290,400	316,000
84	219,000	258,400	290,900	316,300
85	219,600	258,600	291,300	316,500
86	220,100	258,800	291,900	316,900
87	220,600	259,100	292,500	317,200
88	221,300	259,400	293,100	317,400
89	221,800	259,600	293,400	317,600
90	222,400	259,800	293,900	317,900
91	223,000	260,200	294,400	318,200
92	223,500	260,400	294,800	318,500
93	223,900	260,700	295,200	318,700
94	224,400	261,100	295,700	319,000
95	224,900	261,400	296,200	319,300
96	225,400	261,700	296,700	319,500
97	225,700	261,900	297,000	319,700
98	226,200	262,200	297,400	320,000
99	226,700	262,400	297,900	320,300
100	227,200	262,700	298,400	320,500
101	227,600	263,000	298,800	320,700
102	228,100	263,200	299,200	
103	228,700	263,500	299,500	
104	229,300	263,800	299,800	
105	229,700	264,000	300,100	
106	230,200	264,200	300,500	
107	230,500	264,500	300,900	
108	230,900	264,700	301,300	
109	231,100	265,000	301,600	
110	231,500	265,300	302,000	
111	232,000	265,600	302,400	
112	232,400	265,800	302,700	
113	232,600	266,000	302,900	
114	233,100	266,300	303,200	
115	233,600	266,500	303,500	
116	234,100	266,700	303,700	
117	234,400	267,000	303,900	
118	234,800	267,300	304,200	
119	235,200	267,600	304,500	
120	235,600	267,900	304,700	

	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

## 別表第3 (第10条関係)

## 初任給基準表

学歴免許	初任給
高校卒	1級17号給
中学卒	1級9号給
中学卒 (見習職員)	1級1号給
最高初任給	1級33号給

別表第4（第10条の3関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	18	1	10
27	1	19	1	11
28	1	20	1	12
29	1	21	1	13
30	1	22	2	13
31	1	23	3	14
32	1	24	4	14
33	1	25	5	15
34	1	26	6	15
35	1	27	7	16
36	1	28	8	16
37	1	29	9	17
38	2	30	10	17
39	3	31	11	18

40	4	32	12	18
41	5	33	13	19
42	6	33	14	19
43	7	34	15	20
44	8	34	16	20
45	9	35	17	21
46	10	35	18	22
47	11	36	19	23
48	12	36	20	24
49	13	37	21	25
50	14	38	22	25
51	15	39	23	25
52	16	40	24	26
53	17	41	25	26
54	18	42	26	26
55	19	43	27	27
56	20	44	28	27
57	21	45	29	27
58	22	46	30	28
59	23	47	31	28
60	24	48	32	28
61	25	49	33	29
62	26	49	34	29
63	27	50	35	30
64	28	50	36	30
65	29	51	37	31
66	30	51	38	31
67	31	52	39	32
68	32	52	40	32
69	33	53	41	33
70	34	53	42	33
71	35	54	43	33
72	36	54	44	34
73	37	55	45	34
74	38	55	46	34
75	39	56	47	35
76	40	56	48	35
77	41	57	49	35
78	42	57	50	36
79	43	58	51	36
80	44	58	52	36
81	45	59	53	37
82	45	59	54	37

83	46	60	55	37
84	46	60	56	37
85	47	61	57	37
86	47	61	58	37
87	48	61	59	37
88	48	61	60	38
89	49	62	61	38
90	49	62	61	38
91	50	62	62	38
92	50	62	62	38
93	51	63	63	38
94	51	63	63	38
95	52	63	64	39
96	52	63	64	39
97	53	64	65	39
98	53	64	65	39
99	54	64	66	39
100	54	64	66	39
101	55	65	67	39
102	55	65	67	
103	56	65	68	
104	56	65	68	
105	56	66	69	
106	57	66	70	
107	57	66	71	
108	57	66	72	
109	58	67	73	
110	58	67	73	
111	58	67	74	
112	59	67	74	
113	59	68	75	
114	59	68	75	
115	60	68	76	
116	60	68	76	
117	61	69	76	
118	61	69	76	
119	62	69	76	
120	62	69	76	
121	63	69	76	
122		69	76	
123		69	76	
124		70	76	
125		70	76	

126		70	76	
127		70	76	
128		70	76	
129		70	76	
130		70	76	
131		71	76	
132		71	76	
133		71	76	
134		71		
135		71		
136		71		
137		71		